

「楽学倶楽部」規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、「楽学倶楽部」と称し、事務所を杉並区荻窪4丁目24番14号 中澤一郎内に置く。

(目的)

第2条 本会は、「地域の子どもの居場所」を提供し、併せて児童の健全な育成に欠かせない知育・徳育などを一緒に楽しく学ぶものとする。

(構成)

第3条 会は、本会の目的に賛同し活動を共にする者をメンバーとして構成する。

(入会)

第4条 個人での入会となり、指名推薦および申込により構成員となる。

(会費)

第5条 なし。

(事務局)

第6条 事務所内に事務局をおく。

(運営と活動)

第7条 企画運営は構成員およびボランティア委員により行われる。楽しく学ぶことと交流をはかる目的で「てらこや」、可能であれば児童福祉施設等への「出前てらこや」などの活動をする。多世代および地域が交流する多様な活動にも参加する。

(事業の収支)

第8条 本会の経費（賃借料、光熱費、講師代、人件費、保険、教材費、事務用品、消耗品等）は、参加費のほか助成金・寄付金・基金など、その他の収入をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(個人情報保護)

第10条 本会で主催するイベントに係わる個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令を遵守するとともに、安全対策などを講じ適切に保護・管理する。

(解散)

第11条 本会は社会情勢の変化や諸般の事情により解散の必要が生じたとき会員の合議にて解散することができる。なお、解散時の剰余金は社会福祉・教育に役立つ機関に寄付をする。

以上

令和5年4月1日